

資 料

(年 金 課 税)

目

次

・ 公的年金等に係る課税（源泉徴収）の状況	1
・ 高齢者に関連する各控除による減収見込額（所得税）	2
・ 高齢者に関連する各控除による減収見込額（個人住民税）	3
・ 高齢社会対策の大綱について（平成13年12月28日 閣議決定）	4
・ 公的年金等に係る課税の仕組み	5
・ 社会保険料控除	6
・ 各種年金の掛金に係る減収規模（概算）（所得税）	7
・ 各種年金の掛金に係る減収規模（概算）（個人住民税）	8
・ 公的年金等控除	9
・ 公的年金等控除（現行制度）	10
・ 年金課税の推移	11
・ 公的年金の所得税負担状況の推移（65歳以上夫婦世帯の場合）	12
・ 公的年金と給与収入の所得税・個人住民税負担額	13
・ 公的年金等受給者（65歳以上）が給与収入を得ている場合の課税最低限（イメージ）	14
・ 公的年金と給与収入のある者の所得税・個人住民税負担額	15
・ 年金課税の概要	16
・ 主要国における年金税制（公的年金）	17
・ 主要国における年金税制（企業年金（確定給付型））	18
・ 税制の抜本的見直しについての答申（抄） — 公的年金課税関係 —	19
・ 65歳以上の就業者数（就業者総数に占める割合）の推移	20
・ 社会保障給付費の推移	21
・ 年金制度の体系	22
・ 公的年金等の受給者数及び構成割合の状況（平成12年）	23

・ 公的年金等を受給している高齢者世帯における	
公的年金・恩給の総所得に占める割合別世帯数の構成割合	24
・ 高齢者世帯における所得の種類別金額の年次推移（平成元年～平成11年）	25
・ 国民医療費の推移	26
・ 国民医療費の構造（平成11年度）	27

公的年金等に係る課税（源泉徴収）の状況

公的年金等支払金額 32.7兆円	
諸控除により課税（源泉徴収）対象とならない部分 30.5兆円	対源泉と徴収するの部分 2.2兆円
内 訳 ○ 公的年金等控除 ○ 基礎控除 ○ 配偶者控除 ○ 扶養控除 ○ 老年者控除 等	

- (注) 1. 「公的年金等支払金額」は、「国税庁統計年報書（11年度）（標本調査）」による。
2. 「源泉徴収の対象となる部分 2.2兆円」は、上記資料の公的年金等に係る源泉徴収税額（2,249億円）を10%（源泉徴収の際の税率）で割返して算出。
3. 「課税対象とならない部分 30.5兆円」は、「公的年金等支払金額 32.7兆円」から「源泉徴収の対象となる部分 2.2兆円」を差引いて算出。
4. 源泉徴収の対象とされた部分に係る税額については、確定（還付）申告により精算される。

高齢者に関連する各控除による減収見込額（所得税）

項 目	減 収 見 込 額
公的年金等控除	約 1兆円
老年者控除 (50万円)	約 0.1兆円
老人扶養控除 (48万円)	約 0.2兆円
老人扶養控除の同居老親加算 (10万円)	約 300億円

高齢者に関連する各控除による減収見込額（個人住民税）

項 目	減収見込額
公的年金等控除	約 0.4 兆円
老年者控除 （ 4 8 万円）	約 0.1 兆円
老人扶養控除 （ 3 8 万円）	約 0.1 兆円
老人扶養控除の同居老親加算 （ 7 万円）	約 1 0 0 億円

高齢社会対策の大綱について

(平成 13 年 12 月 28 日 閣議決定)

高齢社会対策大綱（抄）

第 1 目的及び基本姿勢

2 基本姿勢

高齢社会対策は、法第 2 条に掲げる次のような社会が構築されることを基本理念として行う。

- (1) 国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会
- (2) 国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会
- (3) 国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会

これらの基本理念を実現するため、国及び地方公共団体はもとより、企業、地域社会、NPO（非営利活動団体）、家庭、個人等社会を構成するすべての者が相互に協力し合い、それぞれの役割を積極的に果たすことにより、社会全体が支え合う体制の下、次の基本姿勢に立って、高齢社会対策を推進するものとする。

(1) 旧来の画一的な高齢者像の見直し

高齢者は、全体としてみると健康で活動的であり、経済的にも豊かになっている。他方、高齢者の姿や状況は、性別、健康状態、経済力、家族構成、住居その他に応じて多様であり、ひとくくりに論ずることはできない。

このような高齢者の実態を踏まえ、健康面でも経済面でも恵まれないという旧来の画一的な高齢者像にとらわれることなく、施策の展開を図るものとする。

第 2 横断的に取り組む課題

2 年齢だけで高齢者を別扱いする制度、慣行等の見直し

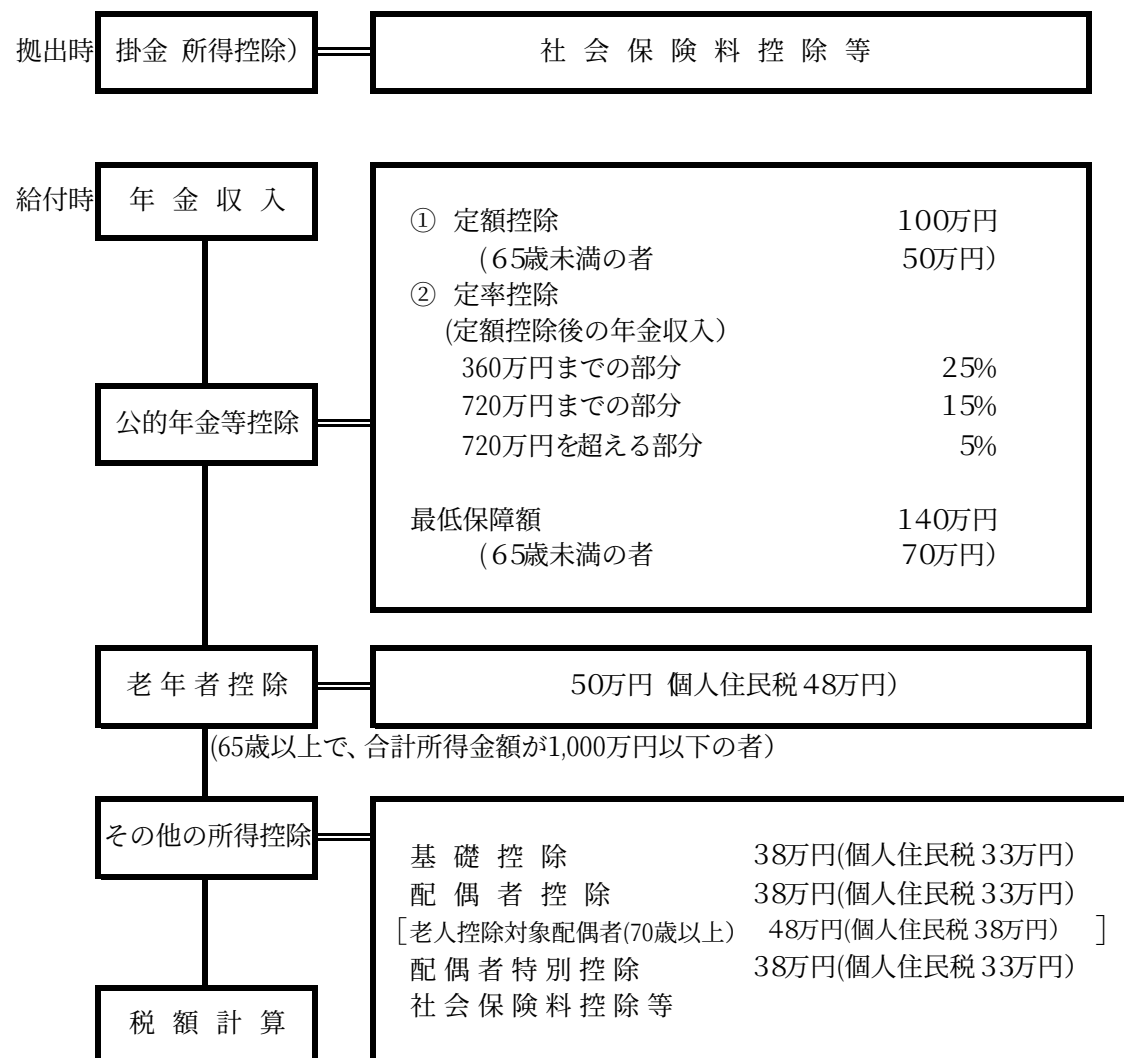
年齢だけで高齢者を別扱いしていることが結果的に高齢者が就業その他の多様な社会的活動に参加することの妨げになっていないかという観点から、就業における年齢制限その他の制度、慣行等について見直しを行うものとする。

他方、高齢者を年齢だけで一律に優遇している扱いについても、寿命が伸び、高齢者の所得、健康等の状況が変化している中で真に必要なか、必要な場合であっても基準としている年齢が適当かについて、見直しを行うものとする。

また、高齢者に係る人権侵害の問題については、関係機関の連携により積極的な対応を行うものとする。

さらに、加齢による身体機能の低下にかかわりなく、国民が快適に暮らすことを可能にするため、ユニバーサルデザインの普及を促進するものとする。

公的年金等に係る課税の仕組み



(参考) 課税最低限の比較
(所得税)

	独 身	夫 婦	
		老人配偶者なし	老人配偶者あり
公的年金受給者 (65歳以上)	236.3万円	339.9万円	354.3万円
公的年金受給者 (65歳未満)	112.5万円	218.3万円	232.6万円
給与所得者	114.4万円	220.0万円	

(個人住民税)

公的年金受給者 (65歳以上)	228.8万円	315.6万円	322.7万円
	266.6万円	266.6万円	266.6万円
公的年金受給者 (65歳未満)	107.1万円	196.7万円	203.9万円
給与所得者	108.8万円	195.0万円	

社会保険料控除

1. 制度の概要【昭和27年創設】

納税者が、本人又は本人と生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている社会保険料を支払った場合又は納税者の給与等から差し引かれる場合には、その金額が「社会保険料控除」として所得控除できる。

2. 控除対象とされる社会保険料の範囲

- イ 健康保険の保険料

ロ 国民健康保険の保険料又は国民健康保険税

ハ 介護保険の保険料

ニ 雇用保険の保険料

ホ 国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金

ヘ 農業者年金の保険料

ト 厚生年金の保険料及び厚生年金基金の掛金
- チ 船員保険の保険料

リ 国家公務員共済組合の掛金

ヌ 地方公務員等共済組合の掛金

ル 私立学校教職員共済制度の掛金

ヲ 国会議員互助年金の納付金
- 等

3. 適用状況の累年比較

区 分	給与額 (a)	適用者数 (b)	適用割合	控 除 額 (c)	一人当たり 控除額 (c)/(b)	(c)/(a)
	兆円	万人	%	億円	万円	%
昭和60年	1 1 8	2 , 9 1 0	9 2 . 9	8 0 , 8 9 2	2 8	6 . 9
平成2年	1 4 8	3 , 1 0 2	9 4 . 1	1 1 5 , 2 0 5	3 7	7 . 8
7年	1 7 8	3 , 4 2 6	9 5 . 0	1 6 0 , 1 4 4	4 7	9 . 0
12年	1 8 0	3 , 4 1 6	9 6 . 3	1 7 8 , 6 8 7	5 2	9 . 9

(参考) 小規模企業共済等掛金控除【昭和42年創設】

納税者が、小規模企業共済法に基づく共済契約の掛金、確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金等を支払った場合には、その金額が「小規模企業共済等掛金控除」として所得控除できる。

各種年金の掛金に係る減収規模（概算）（所得税）

区 分	雇用主掛金分 (企業の損金算入)	本人負担分 (本人の所得控除)
公 的 年 金	1.6兆円	1.6兆円
国 民 年 金 厚 生 年 金 共 済 年 金 等	— 兆円 1.6兆円 — 兆円	0.3兆円 1.0兆円 0.3兆円
企 業 年 金	0.8兆円	0.1兆円
厚生年金基金 適格退職年金	0.4兆円 0.4兆円	0.1兆円 僅 少
個 人 年 金 保 険	— 兆円	0.1兆円
合 計	2.4兆円	1.8兆円

- (注) 1. 平成9年度の統計数値に基づいて推計したものである。
2. 基礎年金部分に係る減収規模は、0.8兆円である。
3. 厚生年金基金については代行部分と加算部分があるが、その割合は不明である。

各種年金の掛金に係る減収規模（概算）（個人住民税）

区 分	雇用主掛金分 （企業の損金算入）	本人負担分 （本人の所得控除）
公 的 年 金	0. 8 兆円	0. 8 兆円
国 民 年 金	— 兆円	0. 2 兆円
厚 生 年 金	0. 8 兆円	0. 5 兆円
共 済 年 金 等	— 兆円	0. 1 兆円
企 業 年 金	0. 4 兆円	0. 1 兆円
厚生年金基金	0. 2 兆円	0. 1 兆円
適格退職年金	0. 2 兆円	僅 少
個 人 年 金 保 険	— 兆円	0. 0 兆円
合 計	1. 2 兆円	0. 9 兆円

- （注） 1. 平成9年度の統計数値に基づいて推計したものである。
2. 基礎年金部分に係る減収規模は、0. 4 兆円である。
3. 厚生年金基金については代行部分と加算部分があるが、その割合は不明である。

公 的 年 金 等 控 除

1. 制度の概要【昭和63年適用（昭和62年9月創設）】

納税者が、公的年金等の支払を受けた場合における雑所得の金額の計算は、公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除して行われる。

$$\text{公的年金等に係る雑所得の金額} = \text{公的年金等の収入金額} - \text{公的年金等控除額}$$

2. 対象とされる公的年金等の範囲（次の制度に基づく年金）

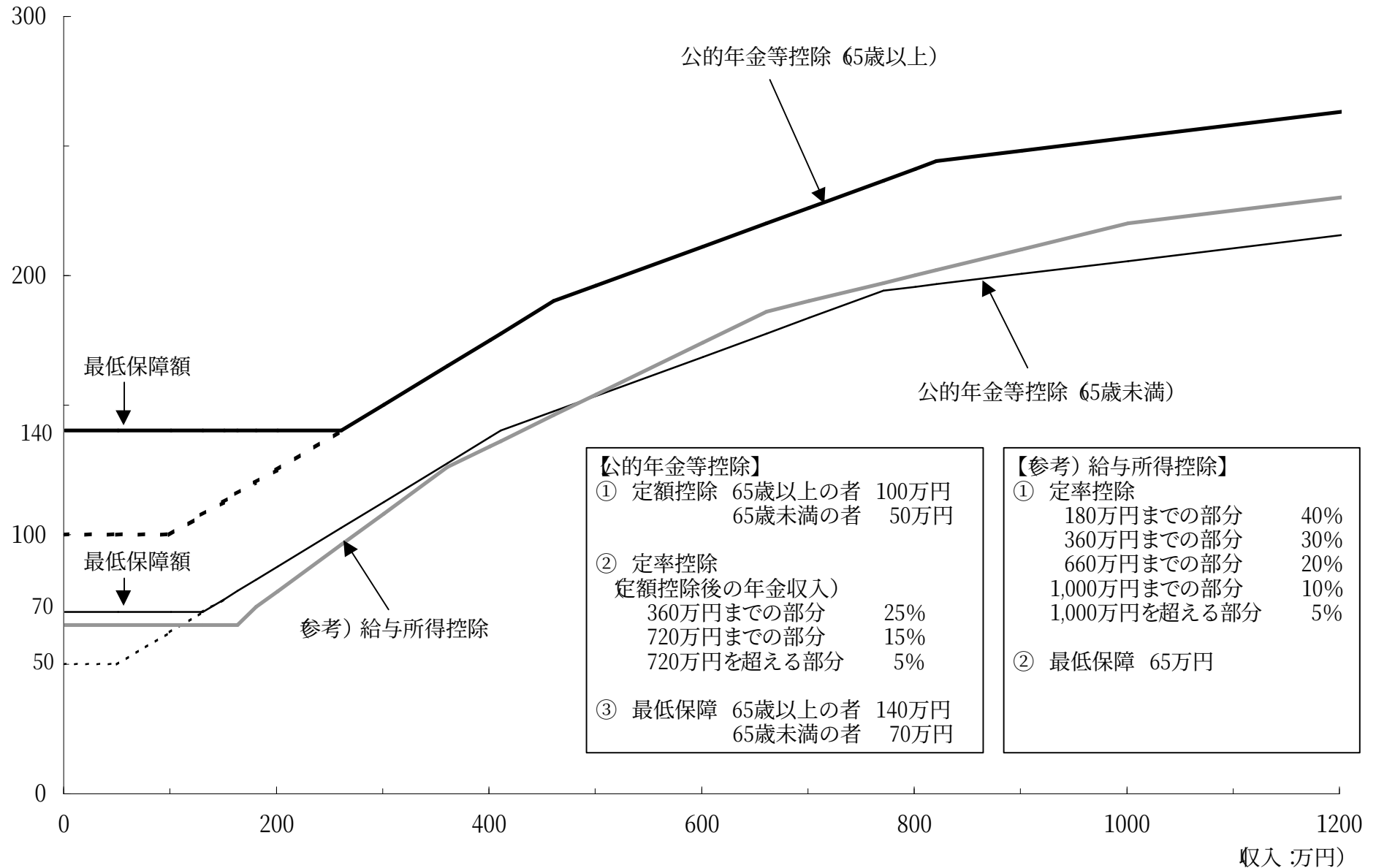
イ	国民年金	チ	農業者年金基金	
ロ	国民年金基金	リ	確定給付企業年金	
ハ	厚生年金	ヌ	特定退職金共済制度	
ニ	厚生年金基金	ル	中小企業退職金共済	
ホ	国家公務員共済組合	ヲ	小規模企業共済制度	
ヘ	地方公務員等共済組合	ワ	適格退職年金	
ト	私立学校教職員共済制度	カ	確定拠出年金	等

3. 公的年金等控除額

①	定額控除	1 0 0 万円
	(65歳未満の者	5 0 万円)
②	定率控除	
	[定額控除後の年金収入]	
	3 6 0 万円までの部分	2 5 %
	7 2 0 万円までの部分	1 5 %
	7 2 0 万円を超える部分	5 %
	最低保障額	1 4 0 万円
	(65歳未満の者	7 0 万円)

公的年金等控除（現行制度）

控除額：万円）



年金課税の推移

【昭和62年分】			【昭和63年分～平成元年分】		【平成2年分以降 現行】
給与所得として課税			雑所得として課税		
所得計算上の控除	高齢者年金特別控除 (65歳以上)	78万円	所得計算上の控除	公的年金等控除	① 定額控除 100万円 65歳未満の者 50万円)
	給与所得控除	老年者年金特別控除後の年金収入) 165万円までの部分 40% 330万円までの部分 30% 600万円までの部分 20% 1,000万円までの部分 10% 1,000万円を超える部分 5% 最低保障額 57万円			② 定率控除 定額控除後の年金収入) 360万円までの部分 25% 720万円までの部分 15% 720万円を超える部分 5% 最低保障額 140万円 65歳未満の者 70万円)
人的控除	老年者控除	25万円 個人住民税 24万円)	人的控除	老年者控除	50万円 個人住民税 48万円) 同左

公的年金の所得税負担状況の推移（65歳以上夫婦世帯の場合）

単位：万円）

		年金収入250万円の場合		年金収入400万円の場合	
		昭和62年分	現 行	昭和62年分	現 行
	年金収入	250.0	250.0	400.0	400.0
	老年者年金特別控除	78.0		78.0	
	給与所得控除	68.1		113.1	
	公的年金等控除		140.0		175.0
	小 計	146.1	140.0	191.1	175.0
所得金額		103.9	110.0	208.9	225.0
所得 控 除	老年者控除	25.0	50.0	25.0	50.0
	基礎控除	33.0	38.0	33.0	38.0
	配偶者控除	38.0	38.0	38.0	38.0
	配偶者特別控除	11.3	38.0	11.3	38.0
	社会保険料控除	7.7	11.1	14.0	19.1
所得控除計		114.9	175.1	121.2	183.1
課税所得金額		0.0	0.0	87.7	41.9
所得税		0.0	0.0	9.2	4.2
					(3.3)
(参考)個人住民税		0.9	0.0	7.3	2.9
					(2.5)

注) 1. 一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。

2. 現行」の所得税、個人住民税の（）書きは、定率減税後の税額である。

公的年金と給与収入の所得税・個人住民税負担額

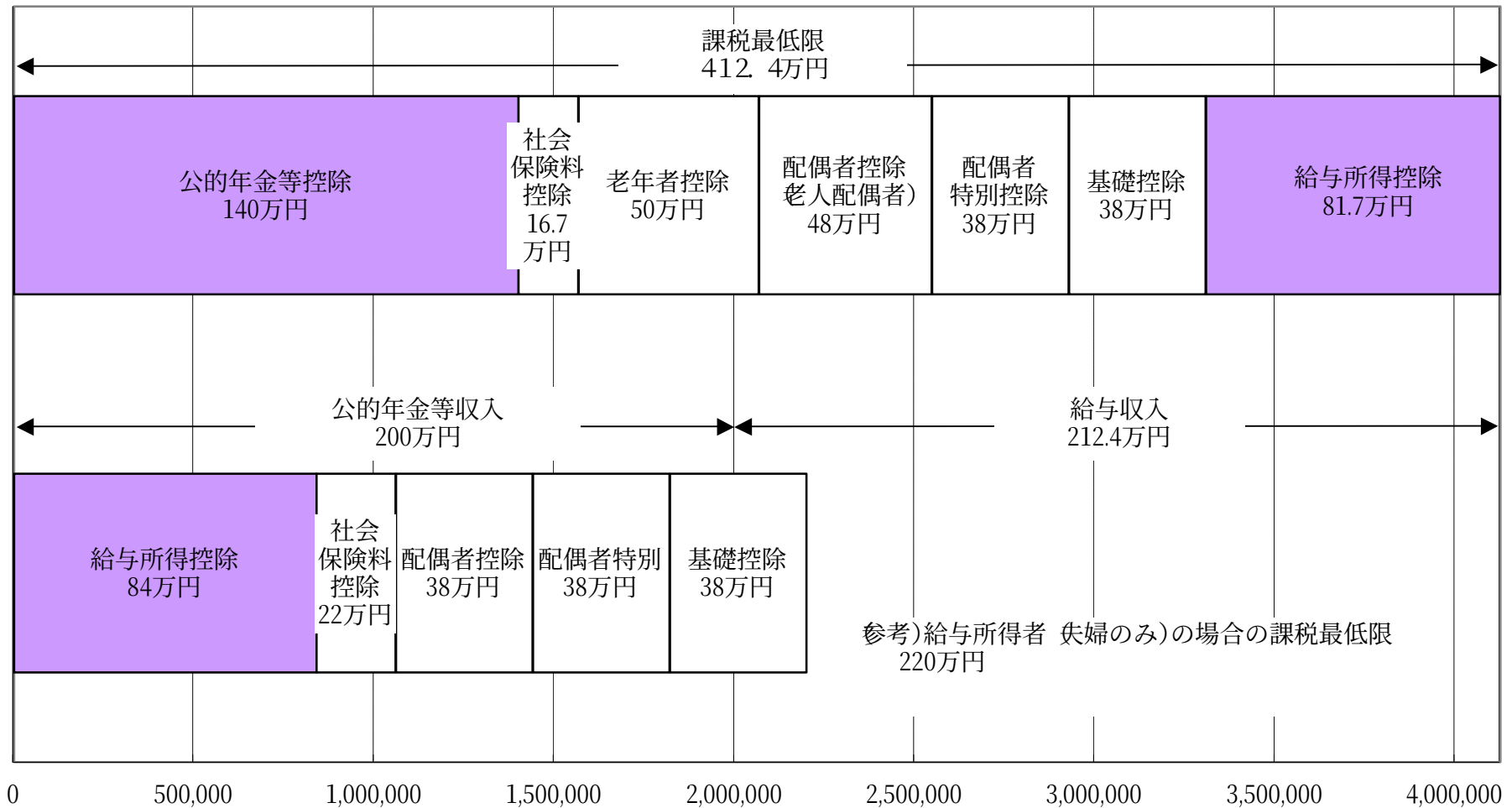
年金収入 又は給与収入	夫婦の場合（現行）		独身の場合（現行）	
	年金受給者 （65歳以上）	給与所得者 （65歳未満）	年金受給者 （65歳以上）	給与所得者 （65歳未満）
万円	万円	万円	万円	万円
200	0	0.1	0	8.1
300	0	6.5	6.4	15.4
400	5.9	14.4	15.0	23.2
500	14.9	22.9	24.0	34.5

（備考）課税最低限

所得税	339.9 万円	220.0 万円	236.3 万円	114.4 万円
個人住民税	315.6 (266.6)	195.0	228.8 (266.6)	108.8

- （注） 1. 夫婦の場合の配偶者は、老人配偶者に該当しないものとして計算している。
 2. 一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。
 3. 課税最低限の個人住民税欄の下段は、老年者等非課税限度額である。

公的年金等受給者（65歳以上）が給与収入を得ている場合の課税最低限（イメージ）



個人住民税関係]

上記の場合における個人住民税の課税最低限は、378.5万円（公的年金等収入200万円＋給与収入178.5万円）であり、給与所得者（夫婦のみ）の場合の個人住民税の課税最低限は195万円である。

注）公的年金等収入の200万円は仮置きである。

参考）サラリーマンの標準的な年金額（夫婦のみ、40年加入、妻専業主婦）は次のとおり（14年4月1日現在）

・本人	月額17.1万円	報酬比例分10.4万円＋基礎年金分6.7万円）×12月＝205.3万円	} 計 285.8万円
・配偶者	月額 6.7万円	基礎年金分）×12月＝80.4万円	

公的年金と給与収入のある者の所得税・個人住民税負担額

○ 年金収入 200万円の場合（年齢 65 歳以上の者）

		夫 婦 の 場 合		独 身 の 場 合	
給 与 収 入	年金＋給与収入計	抜本前 昭和 62 年)	現 行	抜本前 昭和 62 年)	現 行
万円の場合	万円	万円	万円	万円	万円
200	400	16.5	1.0	24.2	10.1
300	500	32.1	8.9	41.5	18.0
400	600	51.4	17.4	62.6	27.3
500	700	74.4	27.6	87.4	39.6
参考) 年金収入のみの者	200	0	0	0.7	0

注) 1. 夫婦の場合の配偶者は、老人配偶者に該当しないものとして計算している。
2. 一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。

年金課税の概要

区 分	公 的 年 金 〔国民年金・厚生年金・各種共済年金〕	企 業 年 金			国民年金基金	確 定 拠 出 年 金		個人年金保険
		厚生年金基金	適格退職年金	確定給付企業年金		企業型年金	個人型年金	
1 掛 金								
(1) 雇用主負担分	・給与とされない ・事業主の損金に算入	・給与とされない ・事業主の損金に算入	・給与とされない ・事業主の損金に算入	・給与とされない ・事業主の損金に算入	—— ——	・給与とされない ・事業主の損金に算入	—— ——	—— ——
(2) 本人負担分	社会保険料控除	社会保険料控除	一般の 生命保険料控除	一般の 生命保険料控除	社会保険料控除	——	小規模企業共済等 掛金控除	個人年金保険に係る 生命保険料控除
2 給 付 金								
(1) 年金課税								
① 公的年金等控除の適用の有無	有	有	有	有	有	有	有	無
② 所得の計算	(給付額－公的年金等控除)	(給付額－公的年金等控除)	(給付額－本人負担の掛金総額－公的年金等控除)	(給付額－本人負担の掛金総額－公的年金等控除)	(給付額－公的年金等控除)	(給付額－公的年金等控除)	(給付額－公的年金等控除)	(給付額－本人負担の掛金総額)
(2) 一時金課税	—— (注1)	退職所得 (給付額－退職所得控除) × 1/2	退職所得 { (給付額－本人負担の掛金総額)－退職所得控除 } × 1/2	退職所得 { (給付額－本人負担の掛金総額)－退職所得控除 } × 1/2	——	退職所得 (給付額－退職所得控除) × 1/2	退職所得 (給付額－退職所得控除) × 1/2	一時所得 { (給付額－本人負担の掛金総額)－一時所得の特例控除 } × 1/2
3 退職年金等積立金に対する1%課税(注3)	——	厚生年金基金努力目標給付水準を上回る積立金に課税	課 税 (注2)	課 税	——	課 税	課 税	——

- (注) 1. 昭和60年の年金改正法の経過措置により支給される脱退手当金は退職所得とされる。
2. 特例適格退職年金(厚生年金基金に準ずる要件を満たすもの)の積立金については、厚生年金基金水準相当給付に必要な部分までは非課税。
3. 退職年金等積立金に対する1%課税は、平成11年4月1日から平成15年3月31日までの間は停止されている。

主 要 国 に お け る 年 金 税 制 (公的年金)

			日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
拠出 段階	給与 所得者	事業主負担分	損 金 算 入 被用者に対する 給与課税なし	損 金 算 入 被用者に対する 給与課税なし	損 金 算 入 被用者に対する 給与課税なし	損 金 算 入 被用者に対する 給与課税なし	損 金 算 入 被用者に対する 給与課税なし
		本人負担分	控除あり(全額)	控除なし	控除なし	控除あり(限度あり)	控除あり(全額)
	事業 所得者	本人負担分	控除あり(全額)	1／2所得控除	控除なし	控除あり(限度あり)	控除あり(全額)
給付段階(老齢年金)(注1)			控除あり	控除なし 注2)	控除なし	控除なし 注3)	控除あり

(注1)事業主負担分、本人負担分ともに課税対象となる。

(注2)所得計算上の特例措置がある。

(注3)給付金の一定割合が課税される。

主 要 国 に お け る 年 金 税 制 (企業年金 確定給付型))

		日本		アメリカ	イギリス	ドイツ		フランス
		厚生年金基金	適格退職年金	適格企業年金	適格退職年金	直接保険・年金基金	共済基金・自社内引当	補足制度
拠出 段階	事業主負担分	損金算入	損金算入	損金算入 (限度あり)	損金算入	損金算入	損金算入 (限度あり)	損金算入 (限度あり)
	被用者への給与課税)	なし	なし	なし	なし	あり	なし	なし (限度あり)
	本人負担分	控除あり (全額)	控除あり (限度あり)	控除なし (注)	控除あり (限度あり)	控除あり (限度あり)	—	控除あり (限度あり)
給付 段階	事業主負担分	課税	課税	課税	課税	課税対象外	課税	課税
	本人負担分	課税	課税対象外	課税対象外 (注)	課税	課税対象外	—	課税
	控除	あり	あり	なし	なし	なし	あり 限度あり)	あり 限度あり)

(注) 401Kについては、11,000ドルまでの拠出は課税繰延べ 課税繰延べされた本人拠出額部分は給付時に課税)。

税制の抜本的見直しについての答申（抄）
（政府税制調査会）（昭和61年10月）

— 公 的 年 金 課 税 関 係 —

第二 個別税目についての検討

一 個人所得課税
10 年金課税

高齢化社会の進展に伴い、拠出段階から給付段階までを通じ各種の年金の国民経済に占める比重は今後一層増大していくと見込まれる。このような状況を踏まえるとともに、給与所得控除の見直しが行われることに顧み、年金に対する課税のあり方について見直しを行う必要がある。

(1) 公 的 年 金

(中略)

- ② 給付段階での公的年金については、税法上給与等とみなして、給与所得控除が適用されている。加えて、老年者については、特別措置として、老年者年金特別控除が設けられている。

イ 公的年金を受給する老年者に対する控除の水準については、拠出世代と受給世代の間の負担のバランスという見地から見直すべきではないかという意見があるが、公的年金の受給者は、経済的稼働力が通常減退する局面にある高齢者であること等を考慮すれば、基本的には現行程度の水準を維持することが適当であると考ええる。

老年者年金特別控除等の公的年金に対する控除は、公的年金と他の所得との負担調整を行うという観点のほか、受給者の多くが老年者であるところから、公的年金に対する控除の仕組みを通じて老年者に対して税制上の配慮を加えるという趣旨によるものと考えられる。

公的年金の給付水準は受給者間でかなりの差があるこ

と、公的年金の受給者の中には、他の所得が相当の水準にある者もいると認められることからすれば、公的年金であるが故に多額の控除を設けることは負担の公平の観点からみて問題なしとしない。

さらに、高齢者雇用の進展等高齢者の所得稼働の形態の多様化が今後一層進むと見込まれることを踏まえれば、公的年金に対する負担調整措置と老年者に対する税制上の配慮について整序を図ることが適当であり、老年者に対する税制上の配慮のあり方としては、老年者の所得一般を対象とする老年者控除を通じてこれを行うことが適当である。

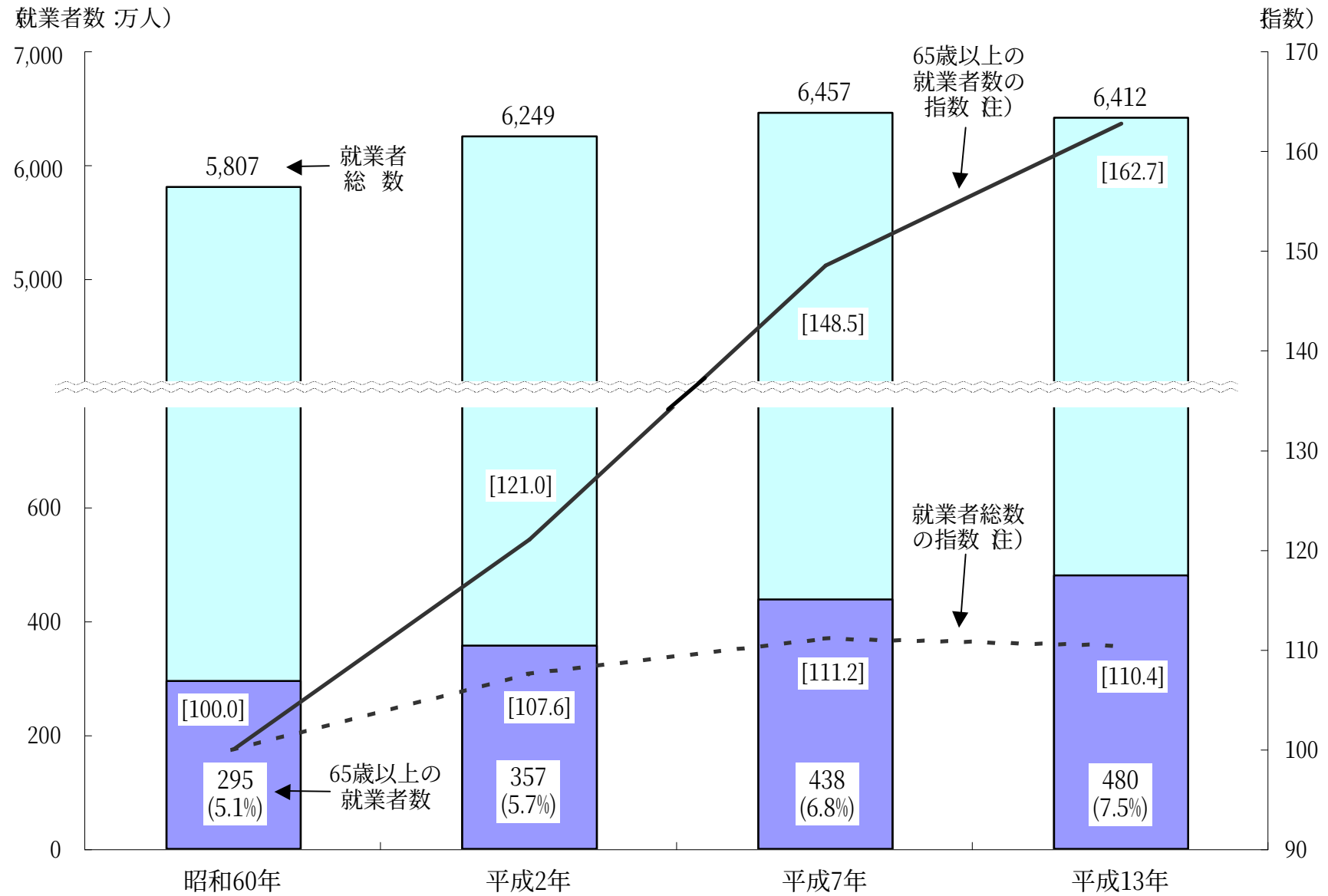
ロ 給与所得控除は、勤務関係を前提とし勤務に伴う経費を概算的に控除するとともに勤務関係に特有の非独立的な役務提供、使用者による空間的・時間的な拘束といった諸点に着目して、給与所得と他の所得との負担の調整を図る趣旨から設けられたものである。したがって、必ずしもこのような事情が認められない公的年金について、給与所得控除を適用することは合理的ではないと考える。

しかしながら、公的年金は、通常、経済的稼働力が減退する局面にある者の生計手段とするため公的な社会保険制度から給付される年金であること等を考慮すれば、他の所得との間で何らかの負担調整措置が必要とされる事情があると認められる。

ハ 以上のような諸点を踏まえ、公的年金を受給する老年者に対し、基本的には現行程度の控除水準を維持しつつ課税制度の整備合理化を図ることとし、給与所得控除及び老年者年金特別控除に代えて、他の所得との負担調整のための新たな控除を設けるとともに老年者控除を引き上げることが適当であると考ええる。

また、このような課税の仕組みの見直しを行うに当たっては、公的年金の支給形態の特異性、年金支給機関の事務負担、年金受給者の手数等に配慮しつつ、適切な源泉徴収等の仕組みが講ぜられることが必要である。

65歳以上の就業者数 就業者総数に占める割合)の推移

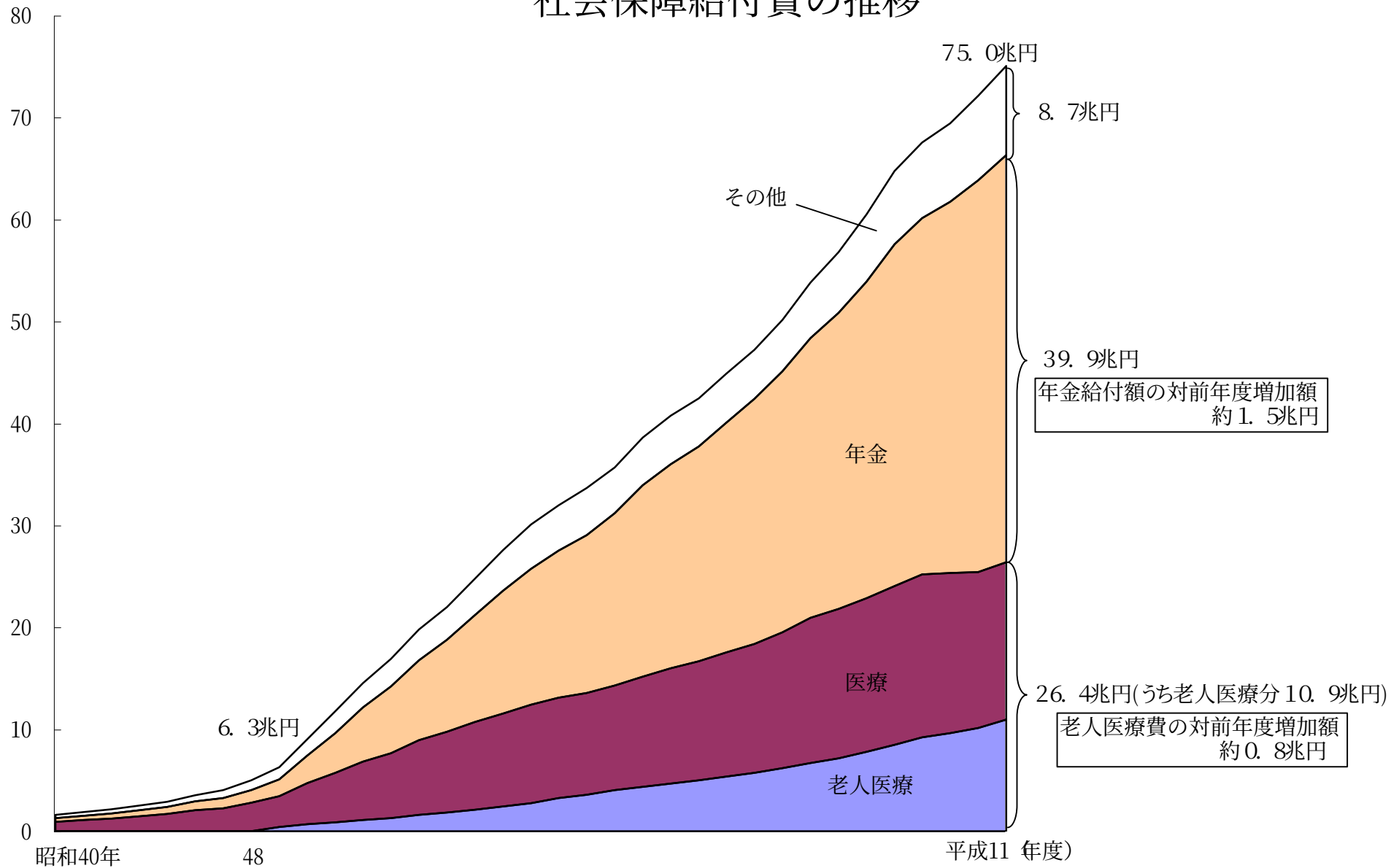


備考) 総務省「労働力調査」により作成。

注) 指数は、昭和60年の数値を100とした場合の数値である。

兆円)

社会保障給付費の推移

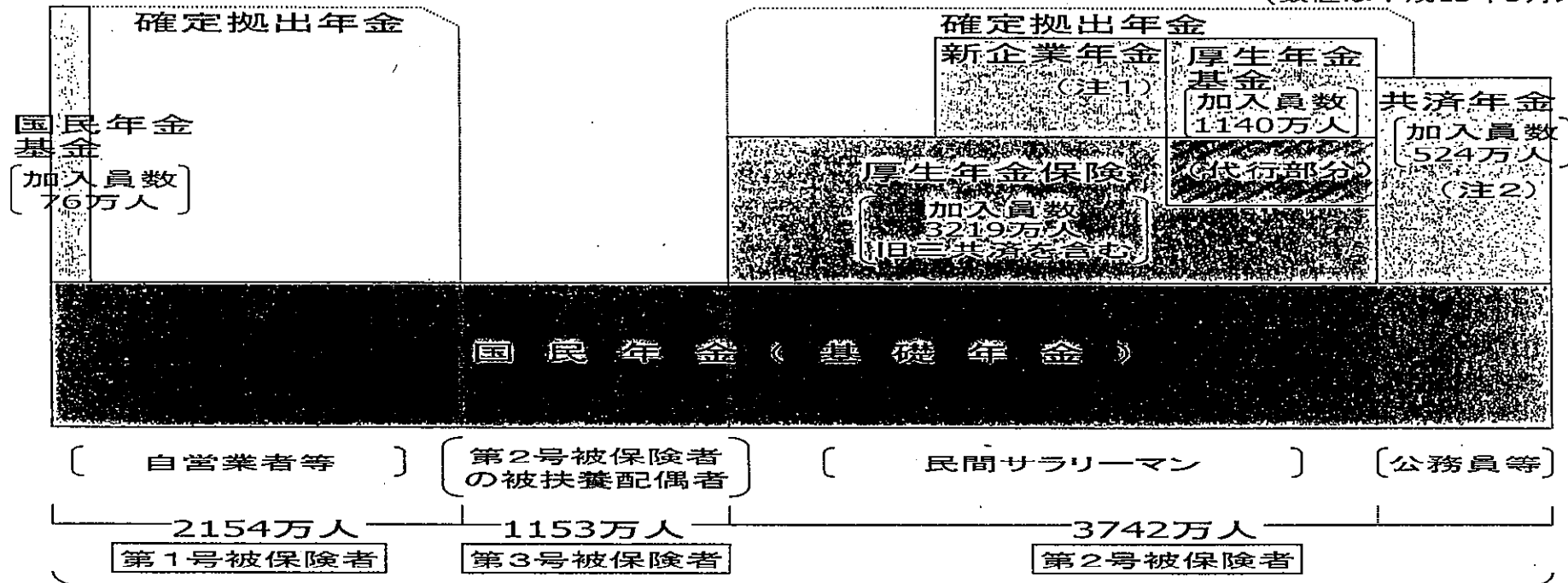


注1. 社会保障給付費とは、公的な社会保障制度の給付総額を示すものである。

注2. 国立社会保障・人口問題研究所による。

年金制度の体系

(数値は平成13年3月末)



7049万人

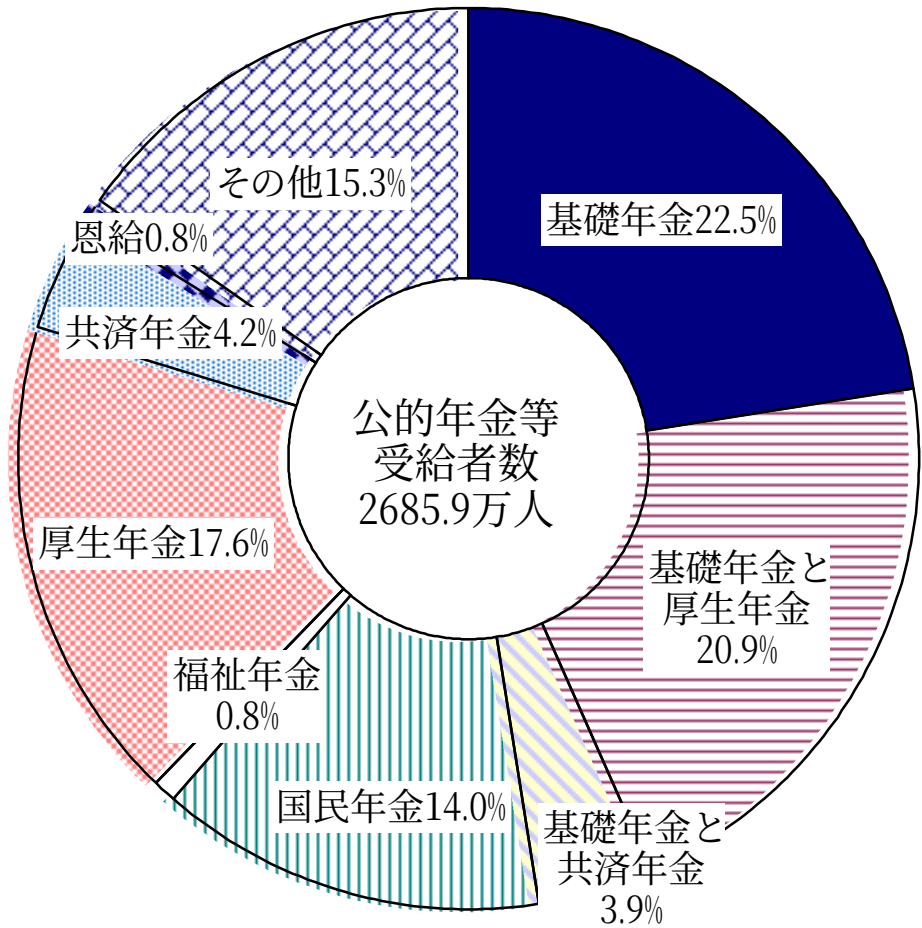
(注1) 平成14年4月から実施。適格退職年金(加入者数966万人)については、10年以内に新企業年金等に移行。
(注2) 農林共済(加入者数47万人)は平成14年4月から厚生年金に統合。

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
○20歳以上60歳未満の自営業者、農業者等 ○保険料は定額 月額13,300円	○民間被用者、公務員等 ○保険料は報酬額に比例 厚生年金保険料率:17.35% [総報酬ベースでは13.58% 2号と3号の基礎年金及び厚生年金保険(報酬比例部分)に充当] ○労使折半で保険料を負担	○民間被用者、公務員等に扶養される配偶者 ○被保険者本人は負担を要しない ○配偶者の加入している年金の保険者が負担
○国庫負担については基礎年金の3分の1		

- 老齢年金の給付額(平成14年4月)
 - ・ 自営業者(40年加入の第1号被保険者1人分) : 月額 67,017円
 - ・ サラリーマン夫婦 [第2号被保険者の厚生年金(平均的な賃金で40年加入)と基礎年金夫婦2人分(40年加入)の合計] : 月額238,125円
- 公的年金受給権者数(平成13年3月末) 2,858万人
- 公的年金受給者の年金総額(平成12年度) - 22 - 39兆4,479億円

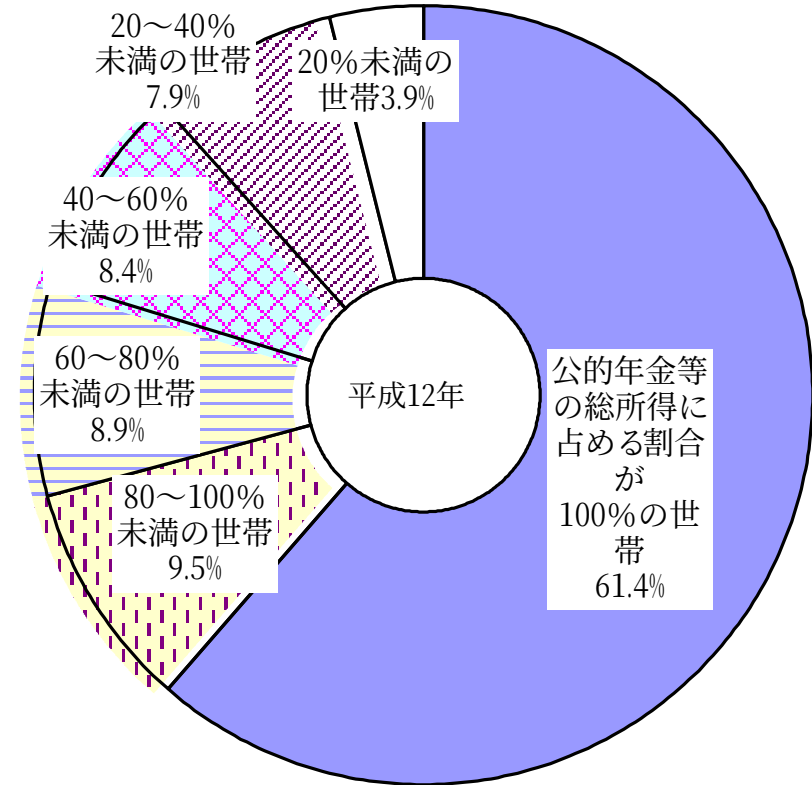
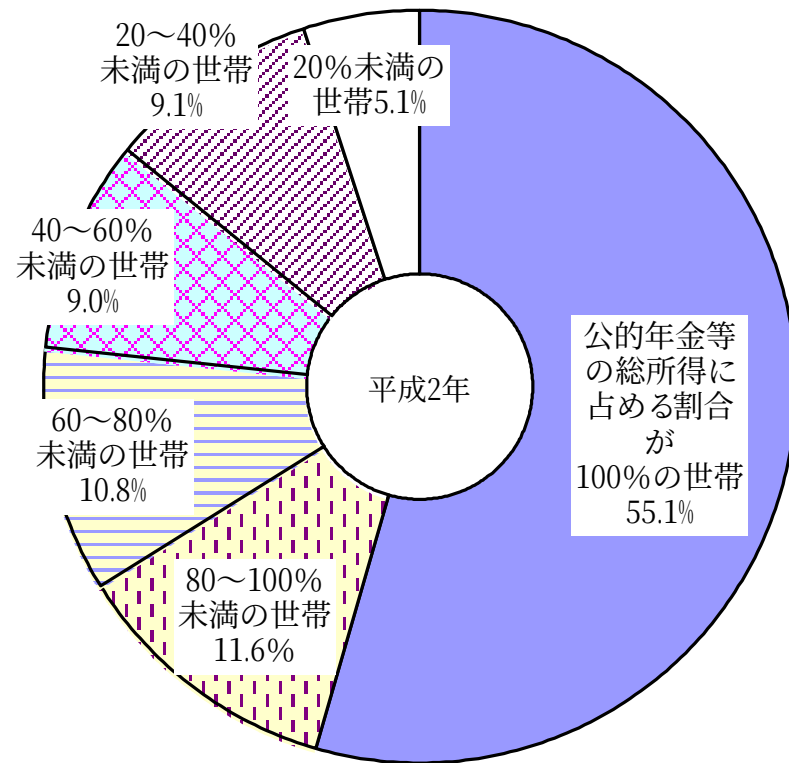
公的年金等の受給者数及び構成割合の状況（平成12年）

	受給者数 万人)
基礎年金	604.8
基礎年金と厚生年金	562.5
基礎年金と共済年金	105.5
国民年金	375.4
福祉年金	22.0
厚生年金	471.7
共済年金	113.0
恩給	20.4
国民年金と厚生年金	142.1
国民年金と恩給	33.5
厚生年金と恩給	17.1
厚生年金と共済年金	24.3
その他	193.6
総数	2,685.9



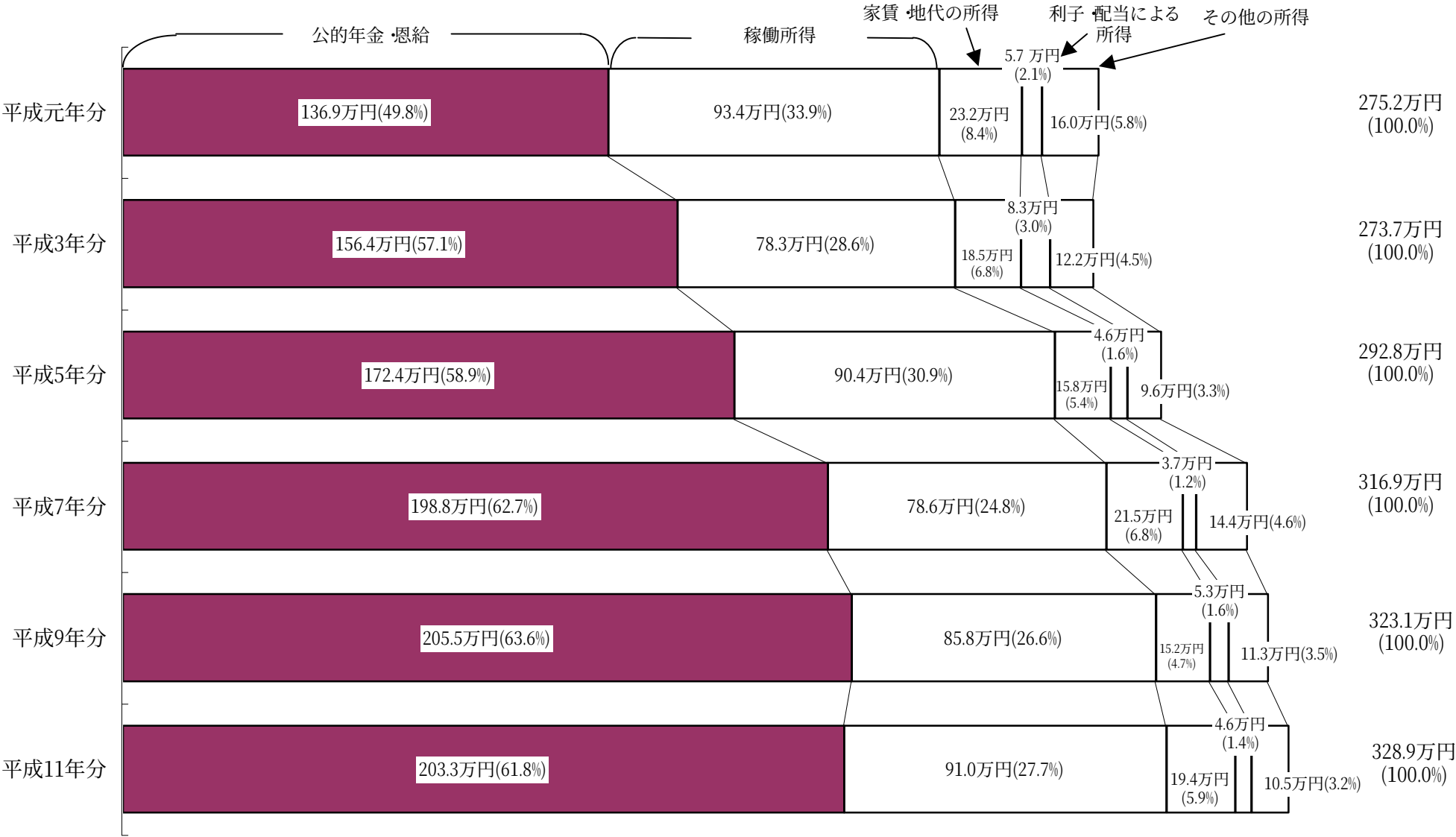
備考)厚生労働省「国民生活基礎調査（平成12年）」により作成。

公的年金等を受給している高齢者世帯における公的年金・恩給の 総所得に占める割合別世帯数の構成割合



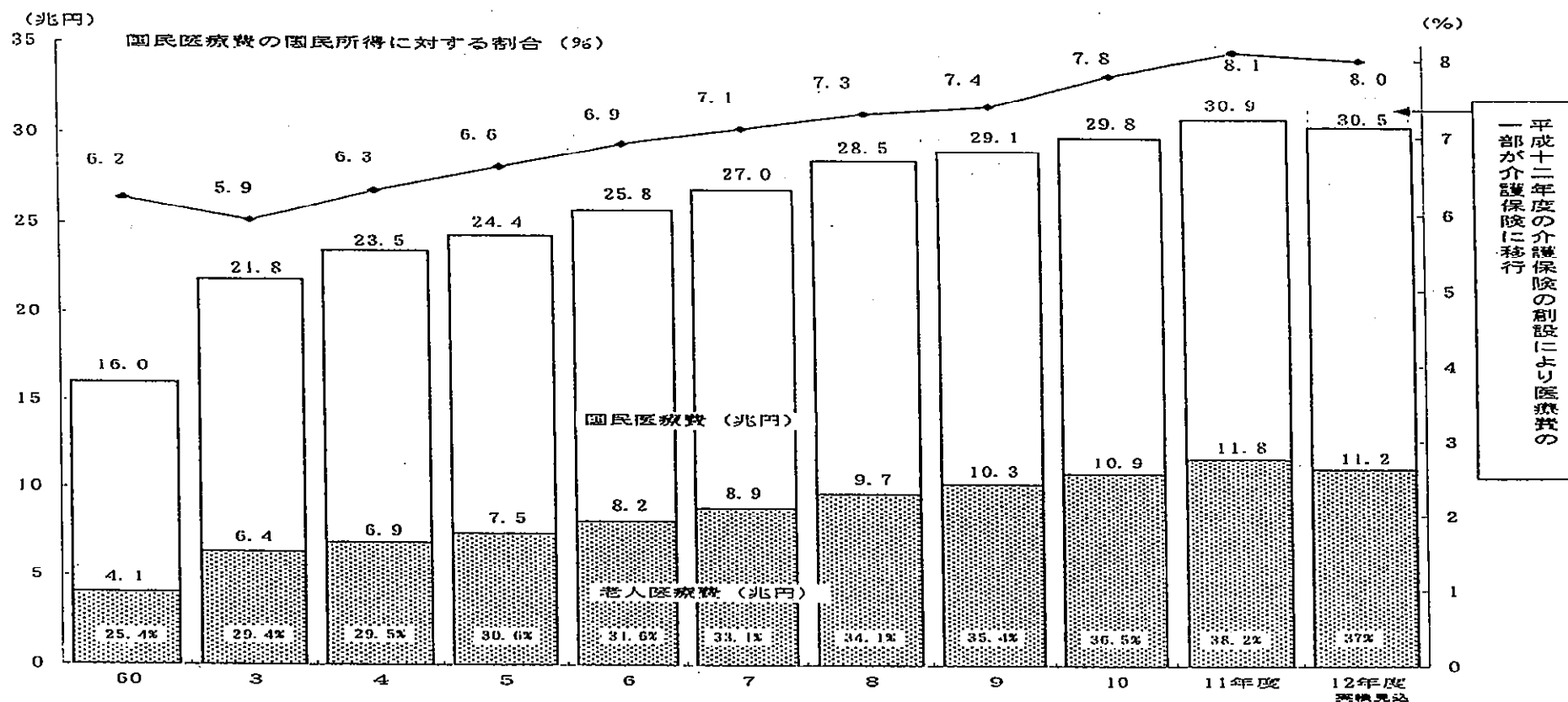
備考)厚生労働省「国民生活基礎調査」により作成。

高齢者世帯における所得の種類別金額の年次推移(平成元年～平成11年)



(備考) 1.厚生労働省「国民生活基礎調査」により作成。
2.高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれらに18歳未満未婚の者が加わった世帯をいう。
3.その他の所得とは、企業年金、個人年金、一時的仕送り、冠婚葬祭の祝い金・香典などをいう。

国民医療費の推移



国民医療費等の対前年度伸び率 (%)

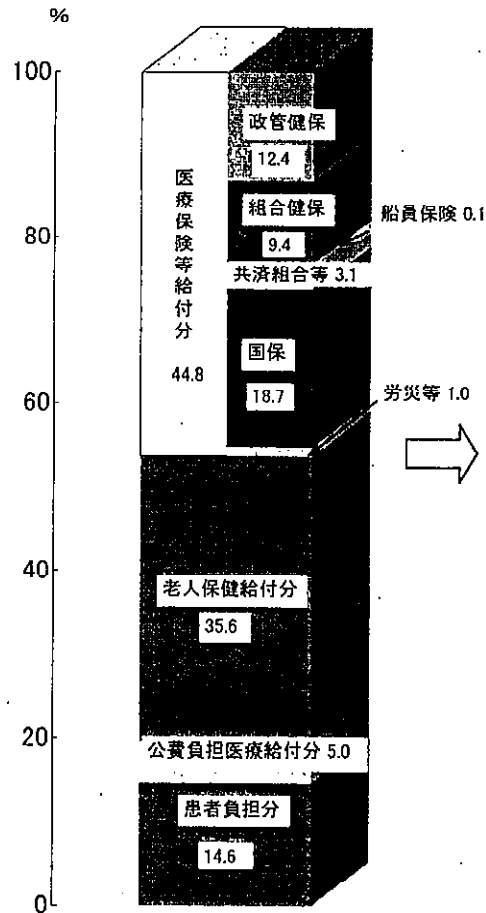
	60	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
国民医療費	6.1	5.9	7.6	3.8	5.9	4.5	5.8	1.9	2.6	3.7	▲1.5
老人医療費	12.7	8.1	8.2	7.4	9.5	9.3	9.1	5.7	6.0	8.4	▲5.2
国民所得	6.8	5.9	▲0.1	▲0.0	0.9	1.1	2.6	0.8	▲2.8	0.3	▲0.3

国民医療費の構造（平成11年度）

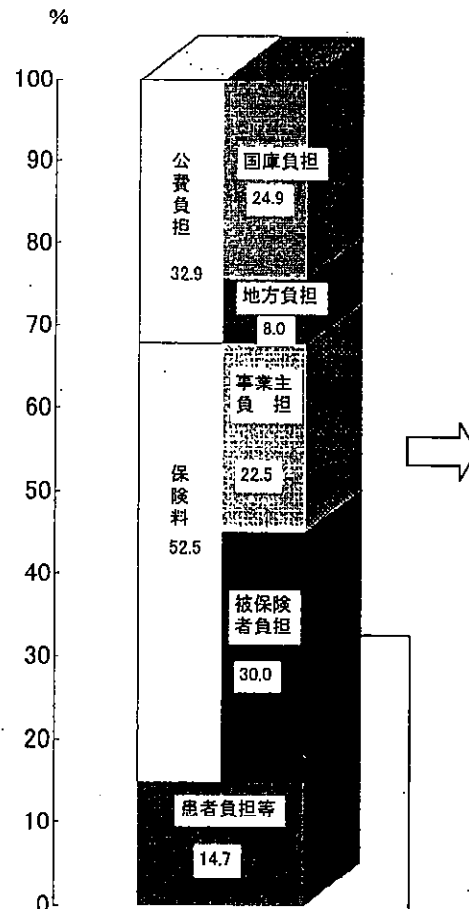
国民医療費
一人当たり医療費

30兆9,337億円
244,200円

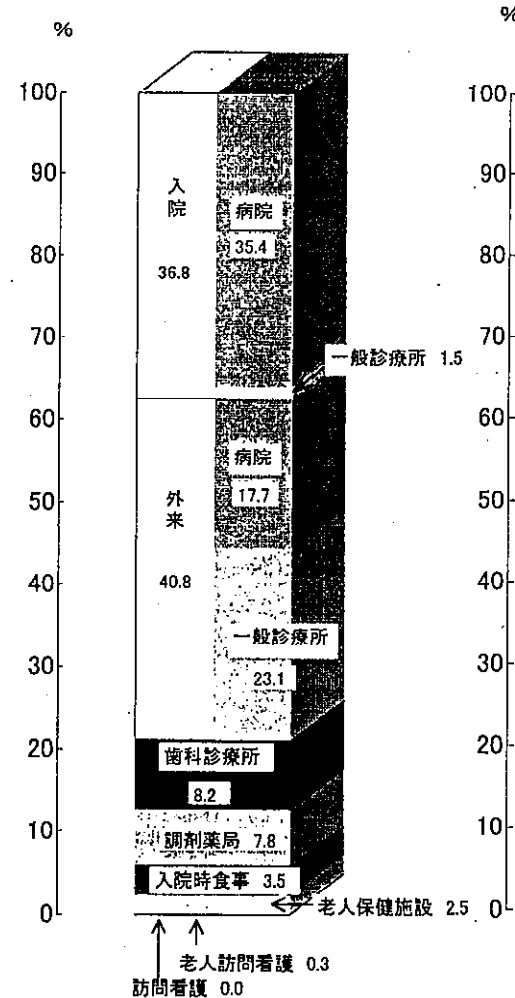
国民医療費の制度別内訳



国民医療費の負担（財源別）



国民医療費の分配



医療機関の費用構造



医療経済実態調査（平成11年6月）
結果等に基づき推計

●被保険者負担には、国民健康保険の保険料が含まれている。